

第9期河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

(案)【概要】

1. 計画策定の背景及び趣旨

本市では、「第8期河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者が、これからも地域で出来るだけ長く安心して暮らすことができるように、第6期計画からの「地域包括ケア推進計画」としての位置づけを継承し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、地域共生社会の実現に向けた取組みを進めてきました。

本計画では、前計画での取組みを継承しつつ、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会を実現するため地域包括ケアシステムの更なる深化に取り組めます。

2. 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく介護老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

また、本計画は、「河内長野市第5次総合計画」を最上位計画、「かわちながの つながり・支えあい推進プラン（河内長野市第4次地域福祉計画・河内長野市社会福祉協議会第3次地域福祉活動計画）」を福祉部門の上位計画とし、「河内長野市第3次障がい者長期計画」、「河内長野市第7期障がい福祉計画」、「第2期河内長野市子ども・子育て支援事業計画」、「河内長野市第4次保健計画」などとの整合性を図るとともに、厚生労働省が示す「介護保険事業に関わる保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以後、「基本指針」とします。）」及び「大阪府高齢者計画2024」、「大阪府医療計画」等に即して策定します。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間となっており、介護保険法第117条第1項の規定により、3年を1期として定められている介護保険事業計画に合わせて3年ごとの見直しとなります。

また、高齢者保健福祉計画も介護保険事業計画と一体的に整備することから、高齢者保健福祉計画も3年ごとに見直します。

令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
第8期計画 令和3年度(2021)～ 令和5年度(2023)			第9期計画 令和6年度(2024)～ 令和8年度(2026)			第10期計画 令和9年度(2027)～ 令和11年度(2029)		

5. 計画の基本理念と施策展開の基本目標

(1) 基本理念

本市では、「長寿社会を支える仕組みをつくる」、「健やかで安心できる暮らしを支援する」、「生きがいとふれあいに満ちた暮らしづくりを支援する」という3つの基本理念を掲げ、地域包括ケアシステムの基盤づくりに向けた様々な施策や取組みを進めてきました。

本計画においても、これらの基本理念を引き継ぎながら、令和 22（2040）年を見据えた地域共生社会の実現に向けて効果的な施策や取組みを進めていきます。



長寿社会を支える仕組みをつくる

健やかで安心できる暮らしを支援する

生きがいとふれあいに満ちた暮らしづくりを支援する

(2) 施策展開の基本目標

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進
2. 介護予防と健康づくりの推進
3. 認知症施策の推進
4. 高齢者の尊厳と権利を守る仕組みづくり
5. 安全・安心・快適に暮らせる住まいとまちづくり
6. 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進

6. 計画の施策展開

基本目標1 地域包括ケアシステムの 深化・推進	(1) 地域包括支援センター事業の推進	① 地域包括支援センターの機能強化 ② 地域包括支援センターの評価と情報の公表
	(2) 地域ケア会議の推進	① 地域ケア会議を通じた地域支援体制の推進
	(3) 在宅医療・介護連携の推進	① 切れ目のない医療と介護の提供体制の推進
	(4) 地域における支えあい体制の整備	① 相談体制の充実 ② 地域の見守り・支えあい体制の推進 ③ 家族介護者のための支援
	(5) 日常生活を支えるサービスの充実	① 在宅高齢者福祉サービスの充実
	(6) 介護サービスの質の向上と介護保険事業の適切な運営	① サービスを円滑に利用するための支援 ② 介護サービスの質の向上 ③ 介護給付等適正化事業の推進
基本目標2 介護予防と健康づくりの 推進	(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	① 介護予防・生活支援サービス事業の推進 ② 一般介護予防事業の推進 ③ 自立支援型ケアマネジメントの推進 ④ 多様な主体による介護予防活動の推進
	(2) 健康づくりの啓発と支援	① 健康教育の推進と意識の啓発 ② 生活習慣病予防対策の強化 ③ がんの早期発見・早期治療の推進 ④ 地域活動の支援 ⑤ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進
基本目標3 認知症施策の推進	(1) 認知症の人とその家族等への支援体制の充実	① 認知症の人と共生する地域支援体制の推進 ② 本人支援・若年性認知症の人への支援 ③ 医療的ケア・介護サービス・介護者への支援 ④ 認知症予防の推進
基本目標4 高齢者の尊厳と権利を 守る仕組みづくり	(1) 高齢者虐待防止対策の推進	① 高齢者虐待防止に向けた体制の強化 ② 高齢者虐待への対応強化
	(2) 成年後見制度の利用促進	① 成年後見制度の利用促進に向けた体制の強化 ② 成年後見制度利用支援施策の推進 ③ 市民後見人の養成と支援
基本目標5 安全・安心・快適に暮 らせる住まいとまちづ くり	(1) 高齢者にやさしい住環境づくりの推進	① 高齢者にやさしいまちづくりの推進 ② 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保
	(2) 災害・感染症への備え	① 災害・感染症に対する備えと支援
基本目標6 高齢者の生きがいづく りや社会参加の促進	(1) 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進	① 生きがいづくり活動の推進 ② 社会参加の促進

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進

<p>(1) 地域包括支援センター事業の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センターの適切な人員・人材の確保に努めるとともに、ケースの適切な対応に必要な法令や制度改正等に関する知識を高め、質の高い支援業務が行えるよう職員のスキルアップに努めます。 ●地域の実情や求められる役割を十分踏まえた上で、毎年具体的な運営方針、目標、重点課題等を設定し、効果的な事業運営を推進します。 ●認知症高齢者の家族、ヤングケアラーから生じる家族介護者支援にも取り組みます。また、地域包括支援センターは、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されることも踏まえ、障がい分野や児童福祉分野など他分野と連携強化を図ります。 ●必要な情報を収集し、ホームページ、市広報紙、パンフレット等を用いて、あらゆる機会を通じた積極的な情報発信に努めます。
<p>(2) 地域ケア会議の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●複雑化・複合化する生活課題の解決に向けて、多職種専門職や関係者・関係機関と連携した「個別地域ケア会議Ⅰ」の開催を促進します。 ●自立支援の促進と重度化防止のケアマネジメントの推進を図るため、多職種専門職による「自立支援会議（個別地域ケア会議Ⅱ）」でのケース検討を進めます。 ●幅広い関係機関相互の間で地域の課題や情報を共有するため、職種や施策課題に応じた重層的な地域ケア会議の運営に努めます。 ●地域ケア会議の開催を通じて、多様な職種や機関との連携協働による地域包括支援ネットワークの構築を進めます。
<p>(3) 在宅医療・介護連携の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●河内長野市医師会地域連携室を医療・介護連携の拠点として、医療・介護連携に関する相談支援、地域住民への啓発、多職種連携研修会の実施、多職種連携ツールの作成、「ブルーカードシステム」の推進、いきいきフェスタの開催支援など、医療・介護・福祉分野の連携強化に向けた様々な取り組みを行います。
<p>(4) 地域における支えあい体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市内3ヵ所に設置した地域包括支援センターにおいて、市や関係機関、専門職と緊密に連携しながら複雑化・複合化した課題を抱える高齢者やその家族に対し、包括的、重層的な相談支援業務を実施します。 ●市内各地域の「いきいきネット相談支援センター」に配置したコミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、高齢者をはじめとした支援を必要とする人々を対象に、関係機関や各種団体と連携した相談支援業務を実施します。 ●民生委員・児童委員や地区福祉委員会、老人クラブ等による地域の見守り活動の実施を支援します。 ●第1層及び第2層生活支援コーディネーターを中心に、「日常生活の援助活動」、「地域の居場所づくり」や「移送支援活動」などのテーマごとに地域で情報共有・意見交換・検討を行う「協議体活動」を推進し、日常生活上の支援を必要とする高齢者のニーズや状態に応じた適切なインフォーマル・サービス資源の創出を図ります。 ●地域包括支援センターは、介護に関する正しい知識や技術を習得し、家族介護者自身の心身の健康づくりについて学ぶ「介護の知恵袋」を開催し、家族介護者の精神的・身体的負担の軽減を図ります。
<p>(5) 日常生活を支えるサービスの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が住み慣れた地域において、安心して暮らし続けていくために、在宅高齢者の生活ニーズに応じたきめ細かな福祉サービスの充実を図ります。
<p>(6) 介護サービスの質の向上と介護保険事業の適切な運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●認定業務の公平・公正性を確保するとともに、サービス利用にかかるきめ細やかな相談を行うなど、介護保険を円滑に利用するための支援に取り組みます。 ●介護サービスの実態把握・分析、介護サービス事業者等への助言・指導、及び文書負担軽減による業務の生産性向上により、介護サービスの人材確保と質の向上を図ります。 ●「第6期大阪府介護給付適正化計画」及び「第6期河内長野市介護給付適正化実施計画」に基づき、介護給付等の適正化に取り組みます。

基本目標2 介護予防と健康づくりの推進

<p>(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防・生活支援サービス事業の充実のため、介護保険事業者による円滑なサービスの提供を図るとともに、NPOや民間企業、ボランティア団体など、地域の多様な主体によるサービス事業の参入や運営経費の支援をします。 ●「元気アップ教室」などを各地域で開催し、身近な場所での介護予防活動の展開を推進するとともに、地域住民主体による活動の円滑な運営を図るため、必要な支援を行います。 ●多職種専門職が参加する「自立支援会議（個別地域ケア会議Ⅱ）」を定期開催し、自立支援型ケアプラン作成を支援します。 ●地域住民主体による介護予防運動の集いの場の立ち上げや活動継続を支援するため、「元気アッププラス教室」を実施し、健康運動指導士等が指導を行うことにより、自主活動グループの醸成と活性化を図ります。
<p>(2) 健康づくりの啓発と支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●疾病予防や健康づくりに関する地域のニーズや個人のライフスタイルに合わせた健康づくりのための教育を実施し、健康づくりに関する正しい知識や情報の提供を行うなどの啓発に努め、市民が、自己の健康管理が行えるよう支援します。 ●生活習慣病の発生を防ぐため、疾病の早期発見・治療はもとより、食生活・運動習慣・喫煙などの生活習慣を改善して健康を保持し、生活習慣病の発症を予防する「一次予防」に重点をおいた取組みを進めます。 ●がん対策基本法に基づき、がん予防についての情報提供体制を充実させます。また、がん予防につながる生活習慣の改善に向けた支援を行います。 ●地域における様々な市民グループなどとの連携により、住み慣れた地域に根ざした健康づくりを市民自らが継続的に取り組めるよう、活動を支援します。 ●フレイル等の高齢者の特性を踏まえた高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組めます。

基本目標3 認知症施策の推進

(1) 認知症の人とその家族等への支援体制の充実

- まちぐるみで「認知症と共に生きるまちづくり」を推進することを目的として、令和3年7月1日から施行されている「河内長野市認知症と共に生きるまちづくり条例」に基づいた取組みを推進します。
- 認知症地域支援推進員は、認知症支援施策の総合的な推進役として認知症の人や家族等への個別相談支援活動に努めるとともに、医療・介護等の支援機関と連携し、地域における認知症支援ネットワークの構築を進めます。
- 「認知症あったかねっと（河内長野市認知症地域連携連絡会）」等の機会を通じ、認知症の人や家族等の意見を聴き、取組みを推進します。
- 「河内長野市認知症あったか安心マップ」を作成し、地域住民や支援関係機関に配布することにより、認知症ケアについての情報の普及を進めます。
- 認知症に対する正しい理解の普及に努め、認知症啓発講演会や「RUN伴」など、認知症の人や家族が共に参加できる啓発イベント等の実施を支援します。
- 地域住民による支援体制を整えるために、「認知症サポーター養成講座」を実施するとともに、子どもの頃から認知症を正しく理解し、適切な対応ができるようになるため、小・中学校における「認知症サポーター養成講座」の実施を推進します。
- 「認知症キャラバンメイト」が効果的なサポーター養成講座を行えるよう、フォローアップ研修等を実施し、スキルアップを図ります。
- 地域で暮らす認知症の人や家族に寄り添い、個別支援を行う「チームオレンジ」等の活動を支援します。
- 「まちかどカフェ」の運営支援や認知症家族の会の活動支援に努めます。
- 「認知症家族介護者教室」や家族同士が交流できる場を開催し、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。
- 認知症高齢者の一人歩きによる事故等を未然に防ぐため、「認知症高齢者SOSネットワーク」事業の充実を図るとともに、地域住民による模擬訓練の実施等を通じて、地域における見守り体制の構築を図ります。
- 認知症ケアに携わる支援者の対応力の向上を図るため、認知症地域支援推進員や認知症コーディネーター等の積極的な活動を推進し、支援者向け研修の企画・実施を進めます。
- 認知症が疑われる症状が発生した時から、支援や介護が必要になる状態までの段階に応じて、いつ、どこで、どのような支援を受けることが適切なのかを示す「認知症ケアパス」を作成・更新し、医療・介護等の支援関係機関が、より効果的なケアを行うことができるよう情報提供に努めます。
- より早期の段階から気軽に認知症の相談ができる「もの忘れ相談会」を定期的に開催するとともに、地域包括支援センターをはじめとした相談機関の周知に努めます。
- 認知症サポート医と地域包括支援センターの専門職がチーム（おれんじチーム）を組織し、初期段階の認知症の人に包括的・集中的な援助を行う「認知症初期集中支援事業」を推進します。
- 令和3年8月から実施されている「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」の充実を図ります。

基本目標4 高齢者の尊厳と権利を守る仕組みづくり

<p>(1) 高齢者虐待防止対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民をはじめとして、民生委員・児童委員や地区福祉委員、老人クラブ、自治会等による地域の見守り体制の強化を支援するとともに、虐待相談の中核的機関である地域包括支援センターは、行政や支援専門機関等と連携し、地域の高齢者の虐待防止ネットワークづくりを推進します。 ●高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために、地域包括支援センターの役割や高齢者虐待の対応窓口（相談通報窓口）の住民への周知徹底、市や地域包括支援センター職員の虐待防止等研修への参加、虐待防止に関する制度等についての住民への啓発を行うとともに、関係機関や地域の団体との連携協力体制をより強固にするため、各会合に参加して意見や情報交換を行います。 ●高齢者虐待に関する相談・通報等を受けた場合には、行政や地域包括支援センター職員を中心とした「コアメンバー会議」を早期に開催し、虐待の有無・緊急性の判断等を行うとともに、対応方針について協議・検討しながら、チームとして適切な事案対応を行います。 ●高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくことと重大な結果を招くおそれがある場合などに備えて、高齢者を一時的に保護するための居室（緊急シェルター）の確保に努めます。 ●養介護施設従事者等による虐待防止及び身体拘束ゼロへ向けた取組みを推進するため、介護技術の向上に加え、虐待防止に対する職員の意識を高め、実践につなげることが重要なことから、従事者等に対しては、高齢者虐待や身体拘束に関する研修等を実施し発生防止を図ります。
<p>(2) 成年後見制度の利用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●制度利用に伴い、安心した日常生活を維持するため、親族、医療・介護、福祉等の関係者がチームを形成し、適切な総合支援が行えるよう取り組みます。 ●制度内容や手続き等の一般相談にとどまらず、制度利用者の個別事情に応じた多角的な援助を視野に入れた相談が行えるよう体制づくりを進めます。 ●成年後見制度利用の課題検討や情報交換、調整等を行うため協議会を設置し、円滑な制度利用の促進に向けた協議を進めます。 ●制度利用促進に向けた専門的助言・支援や支援専門機関との調整を行い、協議会の事務局として地域におけるネットワークのコーディネートを行う後見支援センター（中核機関）を設置します。 ●様々な機会を通して市民の地域貢献ニーズを掘り起こし、より多くの「市民後見人」を養成するとともに、フォローアップ研修の実施など、継続的な活動支援に取り組みます。

基本目標5 安全・安心・快適に暮らせる住まいとまちづくり

<p>(1) 高齢者にやさしい住環境づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●既存の公共交通の維持・確保を図りながら、将来も安心して生活でき、住み続けられるまちを支える公共交通の実現に向けて、新たな公共交通網の再構築に取り組みます。 ●高齢者ができるだけ長く安心して自宅で過ごすことができるよう、心身の状態に応じた住宅のバリアフリー化を進めるため、住宅改修が必要な高齢者に対して、必要に応じて作業療法士等の専門家による高齢者住宅改修指導などを実施し、より効果的な自宅のバリアフリー化が行えるよう支援します。 ●「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」等、多様な高齢者向け住まいが整備されていくなか、高齢者自らがライフスタイルや将来も含めた介護ニーズに見合った住まいを適切に選択できるよう、関係機関と連携し情報提供の充実を図ります。
<p>(2) 災害・感染症への備え</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時の避難等に特に支援を要する人（避難行動要支援者）の名簿を作成し、円滑かつ安全な避難を確保するための措置の拡充等に努めます。 ●日頃から介護事業所等と連携し、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築を進めます。 ●介護事業所等における感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資等の備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ把握し、関係機関等が連携した感染症発生時の支援体制構築に努めます。

基本目標6 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進

<p>(1) 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が生きがいに満ちた豊かな生活を送れるよう、各地域で開催されている居場所づくり活動などを支援し、交流機会の充実に努めます。 ●高齢者が様々な人と交流を深めながら主体的に地域に関わっていけるよう世代間交流を促進します。 ●高齢者が地域の中で支え手として活躍できるよう、各地域で展開されている支えあい活動に対する支援を充実します。 ●地域就労支援センターにおける中・高年齢者の相談件数は増加傾向で、相談内容も複雑化しているため、就労に意欲的な中・高年齢者に適切な支援を行えるよう、引き続き関係機関との連携を強化します。 ●合同就職面接会の求人内容を工夫するとともに、市内外を含めた周知を強化し、参加人数の増加を目指します。また、高齢者の求人数が少ないため、ハローワーク河内長野との連携を行い、市内事業者へ高齢者雇用をさらに促していきます。 ●個々の能力と適性にあった短期的、臨時的な就業の場を提供し、高齢者の生活の安定とともに生きがいづくりと社会参加の促進を目的として活動するシルバー人材センターの会員確保と円滑な運営を支援します。
--------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

7. 介護保険事業等の今後の見込み

(1) 介護給付費等の見込み

① 高齢者の見込み

(単位：人)

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
人口	99,436	98,077	96,695	95,170	89,000	80,046	71,457
第1号被保険者数	36,560	36,596	36,550	36,308	35,736	34,363	33,061
前期	15,888	14,964	14,409	13,882	12,902	12,881	13,130
後期	20,672	21,632	22,141	22,426	22,834	21,482	19,931
高齢化率	36.8%	37.3%	37.8%	38.2%	40.2%	42.9%	46.3%
第2号被保険者数	32,520	32,024	31,557	31,196	28,879	24,913	20,707

(各年9月末時点)

② 要介護認定者・要支援認定者の見込み

(単位：人)

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
(要支援1～2)	2,386	2,527	2,579	2,600	2,850	2,800	2,625
要支援							
要支援1	1,413	1,444	1,474	1,483	1,620	1,580	1,474
要支援2	973	1,083	1,105	1,117	1,230	1,220	1,151
(要介護1～5)	5,118	5,399	5,533	5,614	6,242	6,436	6,304
要介護							
要介護1	1,615	1,660	1,700	1,717	1,895	1,900	1,812
要介護2	1,114	1,208	1,239	1,257	1,392	1,431	1,393
要介護3	956	1,020	1,047	1,064	1,192	1,245	1,236
要介護4	884	928	952	969	1,091	1,155	1,158
要介護5	549	583	595	607	672	705	705
認定者総数	7,504	7,926	8,112	8,214	9,092	9,236	8,929
1号認定者数	7,398	7,819	8,005	8,109	8,993	9,149	8,859
1号被保険者の 認定率	20.2%	21.4%	21.9%	22.3%	25.2%	26.6%	26.8%

(各年9月末時点 見込値は介護保険事業状況報告)

※記載数値は現時点の暫定数値です。

③ 介護給付等対象サービスの利用者数と給付費の見込み

1) 介護給付対象サービス（居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等）

サービス	単位	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
(1) 居宅	利用者 (人)	7,406	8,338	8,607	8,815	9,806	10,139	9,950
	給付費 (千円)	4,833,057	5,343,769	5,480,604	5,644,007	6,218,628	6,473,088	6,399,099
(2) 地域密 着型	利用者 (人)	844	996	1,130	1,149	1,261	1,297	1,287
	給付費 (千円)	1,489,632	1,783,024	2,115,684	2,140,334	2,317,127	2,394,620	2,413,269
(3) 施設	利用者 (人)	620	746	749	758	813	837	840
	給付費 (千円)	2,172,308	2,596,701	2,608,186	2,643,915	2,853,195	2,936,485	2,947,154
(4) 居宅介 護支援	利用者 (人)	3,301	3,481	3,600	3,703	4,171	4,297	4,184
	給付費 (千円)	654,216	687,936	710,331	730,327	824,705	851,608	830,748
	給付費 (千円)	9,149,213	10,411,430	10,914,805	11,158,583	12,213,655	12,655,801	12,590,270

※ 記載の数値は暫定値であり、国から介護報酬等の改定が示された後に数値は修正されます。

※給付費の年間累計の金額、人数は1月当たりの利用者数
※端数処理の関係上、各項目の計が一致しない、または100.0%にならない場合があります。

2) 予防給付対象サービス（介護予防サービス、介護予防地域密着型サービス等）

サービス	単位	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
(1) 介護 予防	利用者 (人)	1,131	1,298	1,336	1,350	1,465	1,443	1,357
	給付費 (千円)	257,548	299,834	306,762	310,021	333,759	328,978	311,178
(2) 地域密 着型介 護予防	利用者 (人)	1	1	1	1	1	1	1
	給付費 (千円)	3,018	3,018	3,018	3,018	3,018	3,018	3,018
(3) 介護予 防支援	利用者 (人)	899	1,020	1,056	1,081	1,187	1,168	1,097
	給付費 (千円)	51,421	58,339	60,391	61,813	67,872	66,780	62,718
	給付費 (千円)	311,988	361,191	370,171	374,852	404,649	398,776	376,914

※ 記載の数値は暫定値であり、国から介護報酬等の改定が示された後に数値は修正されます。

※給付費の年間累計の金額、人数は1月当たりの利用者数
※端数処理の関係上、各項目の計が一致しない、または100.0%にならない場合があります。

④ 介護保険サービス基盤の整備

第9期の介護保険事業計画においては、以下のとおり整備を進めます。

- 1) 特別養護老人ホームの待機者の解消を図るため、新たに小規模特別養護老人ホーム1箇所（定員29人）の新規整備を目標として、事業者の参入を調整していくこととします。
- 2) 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）について、日常生活圏域ごとの整備状況を考慮しつつ、新たに1箇所（2ユニット、定員18人）の整備を目標として、事業者の参入を調整していくこととします。
- 3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（24時間訪問サービス）について、要介護認定者の重度化や、ひとり暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加していることに加え、医療ニーズへ対応するため、第9期では、1箇所（月30人）の整備を目標として、事業者の参入を進めていくこととします。
- 4) 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）について、医療ニーズをもつ要介護者が増加するなか、複数のサービスを総合的に提供できる仕組みが必要となっているため、第9期では、1箇所（定員29人）の整備を目標として、事業者の参入を進めていくこととします。

（2）第9期の介護保険料

① 保険料推計の手順

第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）における被保険者数、認定者数、サービス利用者数、給付費などの実績をもとに、第9期計画期間に給付が見込まれるサービス供給量・給付費の推計を行い、保険料の算定にあたっての諸係数などを勘案しながら第1号被保険者の介護保険料基準額を設定します。

② 保険料の設定

1) 標準給付費見込額

介護給付費・予防給付費に、利用者負担の軽減を行うための費用（特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費等）、国保連合会への手数料の費用を加えて第9期計画期間の標準給付費を見込みます。

（単位：千円）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
総給付費	介護給付	10,411,430	10,914,805	11,158,583
	予防給付	361,191	370,171	374,852
特定入所者介護サービス費給付額		239,783	245,410	248,496
高額介護サービス費等給付額		283,451	300,458	306,467
高額医療合算介護サービス費給付額		45,403	48,127	49,090
算定対象審査支払手数料		8,656	8,859	8,970
標準給付費見込額		11,349,914	12,007,830	12,266,458
第9期給付費総合計（令和6年+7年+8年）		35,624,202		

※ 記載の数値は暫定値であり、国から介護報酬等の改定が示された後に数値は修正されます。

※ 端数処理の関係上、各項目の計が一致しない、または100.0%にならない場合があります。

2) 地域支援事業費見込額

地域支援事業費は、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業）を行うための費用です。

(単位：千円)

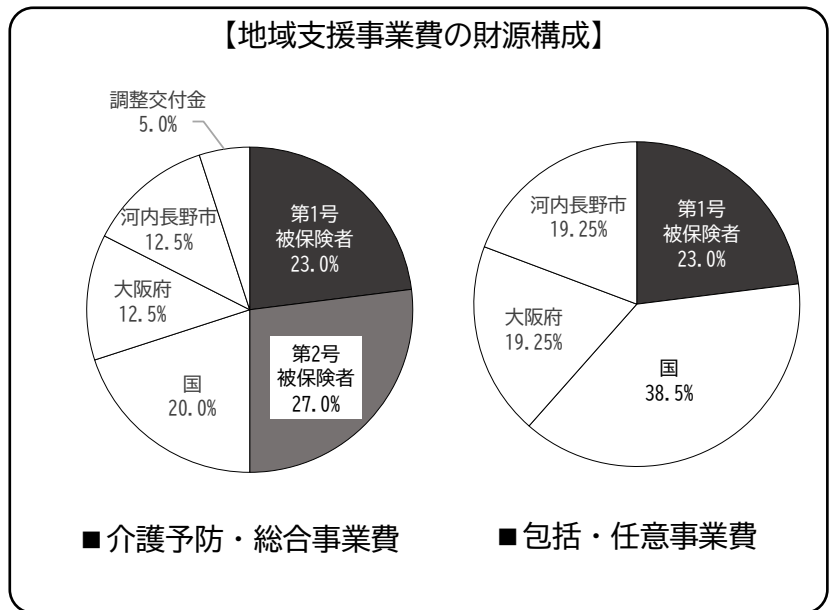
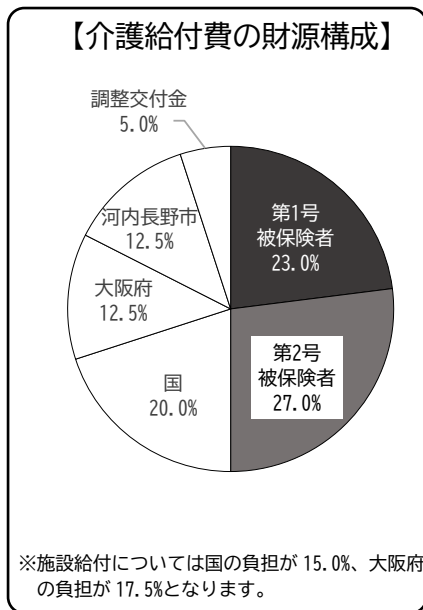
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	436,323	452,714	469,062
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） 及び任意事業費	164,817	164,817	164,817
包括的支援事業（社会保障充実分）	63,287	63,287	63,287
地域支援事業費	664,427	680,818	697,166
第9期地域支援事業費（令和6年+7年+8年）	2,042,411		

※ 記載の数値は暫定値であり、国から介護報酬等の改定が示された後に数値は修正されます。

※端数処理の関係上、各項目の計が一致しない、または100.0%にならない場合があります。

3) 財源構成

第9期計画の介護給付費及び地域支援事業費の財源構成は次のとおりです。



4) 第1号被保険者の保険料で負担すべき額（賦課総額）

介護保険総事業費から介護給付財政調整交付金、介護給付費準備基金取り崩し等を踏まえて、第9期計画期間における賦課総額を見込みました。

(単位：千円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
A	標準給付費見込額	11,349,914	12,007,830	12,266,458	35,624,202
B	地域支援事業費見込額（介護予防・日常生活支援総合事業）	436,323	452,714	469,062	1,358,099
C	地域支援事業費見込額（包括的支援事業・任意事業）	228,104	228,104	228,104	684,312
D	介護保険総事業費（A+B+C）	12,014,341	12,688,648	12,963,624	37,666,613
E	第1号被保険者負担分相当額（D×23%）	2,763,298	2,918,389	2,981,634	8,663,321
F	調整交付金相当額（（A+B）×5%）	589,312	623,027	636,776	1,849,115
G	調整交付金見込額 ※交付割合（R6）3.85%（R7）4.10%（R8）4.25%	453,770	510,882	541,260	1,505,912
H	介護給付費準備基金取崩額	-	-	-	1,314,386
I	財政安定化基金取崩による交付額	-	-	-	0
J	市町村特別給付費等	1,200	1,200	1,200	3,600
K	保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	-	-	-	93,000
L	保険料収納必要額（E+F-G-H+J-K）	-	-	-	7,602,738
M	予定保険料収納率	-	-	-	99.20%
N	賦課総額（L/M）	-	-	-	7,664,051

※ 記載の数値は暫定値であり、国から介護報酬等の改定が示された後に数値は修正されます。

※ 端数処理の関係上、各項目の計が一致しない、または100.0%にならない場合があります。

5) 保険料段階の設定

第9期計画の保険料段階は、収入等の負担能力に応じた全15段階の負担割合とします。

6) 保険料軽減の強化

低所得者に関わる介護保険料の負担軽減を目的として、市民税非課税世帯である被保険者（第1段階から第3段階まで）を対象に、保険料基準額に対する負担割合の引き下げを行います。なお、軽減前及び軽減後の基準額に対する負担割合は、国から具体的な数値が示されておられませんので未定としております。

7) 介護保険料基準額

「第1号被保険者の保険料で負担すべき額（賦課総額）」を所得段階別加入割合補正後被保険者数で除して算出した第9期計画の第1号被保険者の保険料基準月額額は約5,840円～6,100円となる予定です。なお、第1段階～第3段階の基準額に対する負担割合は、国から具体的な数値が示されておりませんので空欄としておりますが、第8期計画値より下がる予定です。

段階区分	対象者	基準額に対する負担割合
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 市民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者 世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の人 	基準額 ×
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の人 	基準額 ×
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が120万円を超える人 	基準額 ×
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税非課税（世帯は課税）で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の人 	基準額 ×0.85
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税非課税（世帯は課税）で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超える人 	基準額
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が135万円未満の人 	基準額 ×1.10
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が135万円以上220万円未満の人 	基準額 ×1.25
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が220万円以上330万円未満の人 	基準額 ×1.50
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が330万円以上410万円未満の人 	基準額 ×1.70
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が410万円以上500万円未満の人 	基準額 ×1.80
第11段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の人 	基準額 ×1.90
第12段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の人 	基準額 ×2.00
第13段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人 	基準額 ×2.10
第14段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人 	基準額 ×2.20
第15段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の人 	基準額 ×2.30